

# 入園案内



社会福祉法人 さわらび福祉会

野菊野こども園 松戸駅西口ルーム

〒271-0091 千葉県松戸市本町14-18  
松戸トシオビル1F

電話 047-382-6870

FAX 047-362-6871

ルーム長 小久保 千尋

# 目次

	ページ
1. 野菊野こども園 松戸駅西口ルームの概要	1～3
2. 保育理念	4
3. 基本方針	4
4. ルームの一日	5～7
5. 主な年間行事	8
6. 持ち物	8
7. 食物アレルギー対応について	9
8. ルームにおける園児への与薬について	10
9. 感染症について	11
10. 利用料金について	12
11. 緊急時における対応方法	13
12. 要望・苦情等に関する相談窓口	13
13. 非常災害時の対応	14
14. 虐待の防止のための措置	14
15. 写真やビデオの取り扱いについて	14
16. 退園について	14
17. 転園・卒園について	14

# 1. 野菊野こども園 松戸駅西口ルームの概要

1 施設名 野菊野こども園 松戸駅西口ルーム

2 運営主体・代表者 社会福祉法人 さわらび福祉会 理事長 和田 泰彦

**法人事業内容 以下の事業を行っています**

野菊野こども園 さわらびこども園 さわらびドリームこども園 はなみずきこども園 若芝保育園	ドレミルーム フェアリールーム 野菊野こども園松戸ステーションルーム 野菊野こども園松戸駅西口ルーム さわらびこども園北松戸ルーム いたるルーム のびろルーム 栄町ルーム さわらびドリームこども園馬橋ルーム さわらびドリームこども園馬橋第2ルーム はなみずきこども園八柱ルーム 八柱ステーションルーム はなみずきこども園五香ルーム	アクセプト松戸ステーション(送迎保育ステーション) アクセプト八柱ステーション(送迎保育ステーション) ラポールマツド(病児・病後児保育室) 子育て支援センター チェリッシュ・サポート・システム ドリーム子育て支援センター はなみずき子育て支援センター 和名ヶ谷放課後児童クラブ 東松戸放課後児童クラブ 古ヶ崎放課後児童クラブ 放課後KIDSルーム和名ヶ谷 放課後KIDSルーム東松戸
---	---	--

3 構造 鉄骨コンクリート造集合住宅 1階

設備	部屋数	備 考
ほふく室	1	保育室と兼用
保育室	2	0・1・2歳児の保育室
事務室	1	
調乳室	1	
洗濯室	1	

4 利用定員

利用定員	3号認定(保育を必要とする3歳未満児)	18人
18人	3号認定のうち1歳未満児	6人

5 規模 敷地面積 延べ面積 83.74㎡

6 事業内容 0・1・2歳児保育 延長保育 食事の提供

7 開園時間 月～金曜日 7:00～19:00  
土曜日 7:00～18:00  
※土曜日は連携園(松戸ステーションルーム)と合同保育となります。

標準時間認定にかかる保育時間	
月～金曜日	7:00～18:00
土曜日	7:00～18:00

上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19:00までの範囲内で、時間外保育が利用できます。

短時間認定にかかる保育時間	
月曜～土曜日	8:00～17:00

上記の時間の範囲内で、8時間の保育となります。

8 ルームの休日 日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)  
その他 職員研修会の日などルーム長が必要と認めた時

※夏季希望保育週間

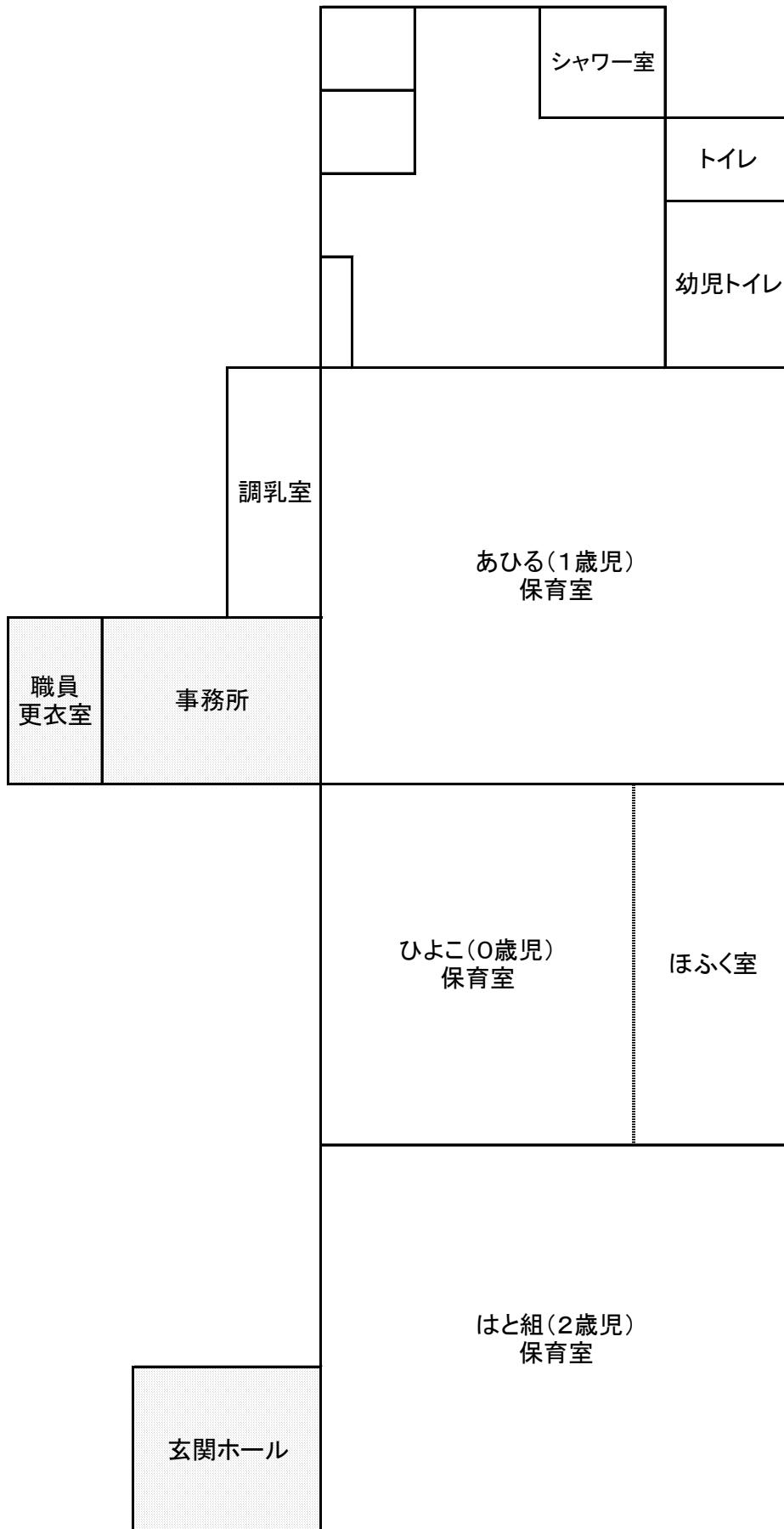
8月12日～18日前後の1週間(家庭保育が可能な場合は、ご協力下さい)

9 職員体制

職種	員数
ルーム長	1
保育士	5

当ルームでは、「児童福祉施設及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日千葉県条例第85号)」の基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、左記の職種の職員を配置しています。

# 10 園舎略図



## 2. 保育理念

### —「知育・徳育・体育」のバランスのとれた 人間形成をめざします—

#### **知育:素直で賢い子**

発達に即した様々な活動を通して、一人ひとりの良さを伸ばし可能性を引き出します。

#### **徳育:明るく思いやりのある子**

集団保育を活かし、自主・自立の精神を培い社会性を育て、将来社会人として自立していくための基礎をつくります。

#### **体育:心身ともに元気な子**

やさしく家庭的な雰囲気の中、健康的な生活リズムで生き生きと活動し、元気な体をつくります。

## 3. 基本方針

野菊野こども園 松戸駅西口ルームは、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

(1) 当ルームは、保育・教育の提供にあたっては、入園する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。

(2) 当ルームは、保育・教育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

(3) 当ルームは、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

## 4. ルームの一日

### デイリープログラム

時間/クラス	0歳児(ひよこ組)	1歳児(あひる組)	2歳児(はと組)
7:00	順次登園		
	自由遊び 体調により検温 おむつ交換	自由遊び 排泄(トイレまたはおむつ交換) 片づけ	自由遊び 排泄(トイレまたはおむつ交換) 片づけ
9:00	朝礼	朝礼	朝礼
9:30	おむつ交換 睡眠 おやつ(手拭き・挨拶)	排泄(トイレまたはおむつ交換) 朝の挨拶 おやつ(手拭き・挨拶)	排泄(トイレまたはおむつ交換) 朝の挨拶 おやつ(手拭き・挨拶)
10:00	自由遊び(戸外・玩具)	自由遊び(戸外・玩具)	自由遊び(戸外・玩具)
10:30	授乳・離乳食	給食準備(手拭き・エプロン)	給食準備(手洗い)
11:00		給食	給食
11:30	おむつ交換	(食後のうがい)	(食後のうがい)
12:00	午睡	排泄(トイレまたはおむつ交換) 午睡準備	排泄(トイレまたはおむつ交換) 午睡準備
12:30		午睡	午睡
13:00			
13:30	授乳(3時間間隔の子)		
14:00	おむつ交換		
14:30	授乳・離乳食	目覚め 排泄(トイレまたはおむつ交換) おやつ準備(手拭き)	目覚め 排泄、着替え おやつ準備(手洗い)
15:00	おやつ	おやつ	おやつ
	検温 自由遊び	検温 自由遊び	(食後のうがい、片づけ) 検温
16:00	おむつ交換		降園準備 自由遊び (玩具・絵本など)
16:30	授乳(3時間間隔の子)		
17:00		排泄(トイレまたはおむつ交換)	排泄(トイレまたはおむつ交換)
	順次降園	順次降園	順次降園
18:00	延長保育		
	自由遊び (玩具など)	自由遊び (玩具・絵本)	自由遊び (玩具・絵本)
19:00	おやつ 降園	おやつ 降園	おやつ 降園

## 登降園

- 登園、降園時はQRレコーダーに時間の読み取りをして下さい。
- お子様の送迎は原則的に保護者としますが、それ以外の方のお迎えの時には予めお知らせ下さい。事前に写真を提出していただくか身分証明になるものを提示していただくこともあります。連絡を頂いていない方がお迎えに来られてもお子様をお渡しできませんので、ご了承下さい。
- 車での送迎をされる方は、近隣の方々の迷惑にならない様にご配慮をお願いいたします。
- 登降園の際は必ずお子さんと手を繋ぎ、お子さんから目を離さないで下さい。
- 登園時、お子さんの健康状態やケガを詳しくお伝えください。特に家庭でのケガについては、保育中のケガと見分ける必要がありますので、必ず受け入れ職員にお伝えください。
- アレルギーのお子さんも一緒に生活しています。食べ物を食べながらの登園はさせないで下さい。お子さんの口の中に食べ物が入っていないことを確認して下さい。
- ルームでは9時に朝礼が始まり、各クラス毎の活動も始まります。子どもたちの健やかな成長のために、ルームの生活時間に合わせ登園をお願いいたします。早寝早起きをし、必ず朝食をとって登園して下さい。
- 毎朝必ず8時50分までにコドモンに登降園時間、出欠席、お迎えの方の連絡を入れて下さい。出欠席の確認ができない場合はルームから提出依頼のお知らせが入ります。また、8時50分以降お迎え時間、お迎えの方の変更がある場合は分かり次第電話にてお願いいたします。

## 健康

- ルームで発熱、嘔吐、下痢があった場合には連絡を入れますので、速やかにお迎えをお願いいたします。  
発熱の基準は37.5℃です。平熱でも普段と比べ体調が悪いようでしたら連絡させていただきます。万一連絡がつかない場合は、囑託医と相談し、指導をあおぐことがあります。
- 嘔吐や下痢をした場合は感染症を防ぐために、汚れた衣類等はそのままビニール袋に入れてお返しいたしますのご家庭での処理、洗濯をお願いいたします。
- 伝染性疾患と診断された場合には、必ずルームに連絡して下さい。なお、治癒し登園する時は必ず医師の許可を得てからにして下さい。与薬を依頼される方は、所定用紙に記載の上、職員に直接手渡しでお願いいたします。  
(P10、11参照)
- 予防接種を受けた後は、発熱、息苦しさ、発疹、部位が急激に腫れる等の副反応が生じることがあります。当日はできるだけご家庭で安静にして下さい。また、「予防接種確認表」を記入し、担任まで提出して下さい。
- 爪は毎日伸びていないか確認をお願いいたします。ケガの予防の為、爪の角も丸く切って下さい。

## 給食

- 当ルームの献立は栄養士が季節感・郷土料理・世界の料理などを取り入れ、適切な栄養価で毎月多彩なメニューを工夫しております。また、当ルームの献立はサイクルメニューが繰り返され、月2回同じ内容の給食を導入しております。子どもが好き嫌いなく食事ができるよう1回目の食べ具合を見て、2回目の味や食材の切り方などに反映しております。献立表は毎月コドモンで配信されます。
- 食物アレルギーのある方は、ご相談下さい。(P9参照)
- 土曜保育は、お弁当持参です。四季を通して十分火の通ったものにして下さい。喉に詰まる恐れのある食材(プチトマト、キャンディチーズ、粒の大きいブドウ等)は4分の1にカットして下さい。また危険なのでピックの使用はしないで下さい。デザートはゼリーやプリン等のご遠慮ください。
- 乳児の水分補給は1歳未満は白湯、1歳以上は麦茶を飲みます。ルーム専用のコップを使用しています。
- 乳児の給食・おやつ用のエプロンはルーム専用のエプロンを使用しています。



## 服装・髪型

集団生活において適切で安全な服装で登園して下さい。

避けて頂きたい衣類・装飾	危険な例・理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スカート</li> <li>・ホットパンツ</li> <li>・丈の長い上着(ワンピース、チュニック)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下着の中に砂等が入りやすい</li> <li>・裾を踏んでしまったり膝にひっかかり転びやすい</li> <li>・遊具に引っかかってしまうことがある</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・フード付きの服</li> <li>・装飾リボン、ひも付きの服</li> <li>・裾にひも、ゴムが付いているズボン</li> <li>・ウエストにひもが付いているズボン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フードやひもが遊具にひっかかり、動けなくなる</li> <li>・窒息事故につながる</li> <li>・ひもやゴムを足にひっかけたり踏んでしまい、転んでしまうことがある</li> <li>・ひもを口に入れる姿が見られる</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボタンでとめるタイプの服</li> <li>・装飾にボタンやスパンコールがついている服</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気づかぬうちに取れてしまい、誤飲の恐れがある</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サイズの合っていない衣類 (特にズボン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小さすぎると動きにくい</li> <li>・大きすぎると裾を踏んでしまったり、ズボンが下がってしまい動きにくい</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・長袖、キルティング素材の肌着</li> <li>・裏起毛の衣類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもは汗が多いので冷えると風邪をひいてしまう事がある。体温調節ができる体にするため薄着で過ごしましょう。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・シュシュ、リボン等飾りの付いた髪ゴム</li> <li>・シリコンゴム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ちやすく、紛失やトラブルの原因になる</li> <li>・口に入れたり、誤飲の恐れがある</li> </ul>

○保護者の嗜好もあろうかと思いますが、集団生活で他のお子さんへの影響もありますので、お子さんの髪を染めたり、マニキュアをつけたり、常識をこえた髪型で登園することはご遠慮ください。尚、特別な事情がある方はお申し出下さい。

○髪の毛が顔にかかる場合には結わくようにして下さい。(飾りの付いていないシンプルなゴム)

※職員が危険だと判断した場合には着替えや外させていただくこともありますのでご了承ください。

## 5. 主な年間行事

4月	慣らし保育 入園進級記念写真	10月	運動会 子育てセミナー
5月	歯科検診(2歳児)	11月	お店屋さんごっこ 定期健康診断 給食試食会
6月	定期健康診断 懇談会	12月	クリスマス会 年末休園
7月	七夕まつり 夏まつり	1月	年始休園 新年子ども会
8月	夏期希望保育週間	2月	豆まき
9月		3月	お別れ会

※子育てセミナーは毎年開催園(法人内)が異なりますのでご了承下さい。

### 毎月行うもの

誕生会・身体測定・避難訓練

### その他

定期健康診断 年2回(春・秋) ※嘱託医に依る

歯科検診

## 6. 持ち物

○午睡用布団は各自用意して下さい。上下共布団カバーを用意して下さい。

○夏掛け等の用意は、事前にお知らせします。

○着替え・・・上着、シャツ、パンツ、ズボン等2組以上をお預かりします。

○靴・・・登園時に履いてきた靴で外遊びをします。履きやすいもの、活動しやすいものをお願いします。

○その他・・・年齢によってタオル等持参して頂きますが、別プリントにてお知らせします。

\* 必要に応じて持参して頂くものがあれば、その時にお知らせします。

※全てのものに名前を記入して下さい。

## 7. 食物アレルギー対応について

アレルギー疾患により、日常生活において特別な配慮が必要なお子さんには、当法人では以下の対応をとらせていただきます。なお、当法人の給食及びおやつでは、食育の観点から乳幼児期に「みんなで一緒に食べる」環境の提供に少しでも近づけるよう、食物アレルギーの中で一番多いとされている「卵」については給食メニューより除去の対応をしております。卵不使用でも、代わりに豆腐や豆類、大豆製品を多く使用することにより、同じような栄養価になるよう工夫をしております。なお、卵以外のアレルギー食物に対しては、厚生労働省のガイドラインに則って全除去といたします。

### 1. 生活管理指導表の提出について

- (1) 給食での食物除去など特別な配慮が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「生活管理指導表」(離乳食・給食)に医師の署名・捺印をいただき、提出して下さい。
- (2) 「生活管理指導表」に基づかない食物除去は受けることができません。(保護者の判断のみでの除去はできません。)
- (3) アレルギー疾患による食物対応をしている間は、1年に1回、「生活管理指導表」を更新・提出していただきますので、ご了承ください。

### 2. 給食対応について

- (1) 給食材料の範囲で「除去食」の対応となります。
- (2) 「完全除去」か「完全解除」のどちらかで対応いたします。乳糖などの食物不耐症に関しても同じ対応とさせていただきます。
- (3) 食物除去の解除は、保護者記載の書面申請となります。「除去解除申請書」(離乳食・給食)を提出して下さい。医師の署名は必要ありません。書類を受理した時点で解除の対応をとらせていただきます。
- (4) 除去することにより、栄養価が不足する場合は、家庭の食事で補うよう配慮をお願いします。
- (5) おやつに使用する干菓子は、ルームで準備いたします。
- (6) 調理室では同じ室内での作業となりますので、製造ラインにおける除去は不可能です。なお、アレルギー食を調理する器具は、洗浄・消毒したものを使用しています。
- (7) 除去食は、トレーに一人ずつ盛り付け、配膳しています。食札の色によって、乳製品・小麦などの除去がわかるように対応しています。

### 3. 緊急時等に備えた処方薬をお預かりする場合について

- (1) お預かりできる薬は、主治医が処方している薬に限ります。医師の証明が必要です。
- (2) 薬をお預かりする場合は、処方日、有効期限について確認させていただきます。
- (3) 「エピペン」についても医師の許可があれば、お預かりすることはできますが、その際には、保護者と担任とで話し合いの時間を設けていただくようになります。

### 4. その他

\* ルームにおける日常の取り組み、および緊急時の対応に活用するため、「生活管理指導表」およびアレルギーに関しての情報は、ルームの職員全員で共有させていただきますので、ご了承ください。

## 8. ルームにおける園児への与薬について

当ルームでは、受診して医師が指示・処方した薬で、やむなく保育時間中の与薬が必要になった場合に保護者の依頼に基づいて与薬いたします。万全を期してはおりますが、誤飲を予防するためにも、保護者の皆様には慎重な対応をお願いいたします。ルームに通っていることを医師に伝え、朝夕2回のご家庭でのみの与薬をご相談ください。やむを得ずルームでの与薬が必要な場合は、下記の通り徹底させていただきますのでご了承ください。

ルームで預かることができる薬	医師が指示・処方した薬(今現在の症状で処方された薬のみ)
ルームでの預かりの条件	①与薬当日分のみ1回分(シロップ等は1回分の量をお持ちください。塗薬と目薬はそのままです) ②薬袋、容器1個ずつに必ず氏名(フルネーム)を記入 ③2個以上の場合はセロテープやビニール袋でひとまとめにする
条件付きで預かることができる薬	熱性けいれんやてんかん等の持病をお持ちのお子さまに関しては、主治医の指示のもと緊急の場合に備えて座薬(抗けいれん剤)をお預かりいたします。(医師の診断書が必要です)
ルームで預かることができない薬	医師が処方した薬以外の薬(市販薬)はお預かりできません。また医師の処方によるものでも頓服薬(解熱剤など)は原則としてお預かりできません。
薬の預け方	与薬依頼書とともに必ず手渡しで職員に預けてください。(バッグの中に入ったままの薬は与薬できませんのでご了承ください)
与薬依頼書 当法人ホームページからダウンロードできます。 受付にも置いてあります	毎回、薬と一緒に提出して下さい。記入漏れがある時は、与薬できない場合がありますのでご注意ください。

### <その他>

- 気管支拡張テープを使用して登園される場合は必ず担任にお知らせください。気管支拡張テープには、必ず記名をお願いいたします。剥がれた場合はルームで処分いただきますのでご了承ください。
- ルームでは虫よけ薬、日焼け止めクリームはお預かりしません。虫パッチ(虫よけ)もルームでは使用しないでください。剥がれた場合はルームで処分させていただきますのでご了承ください。なお、特別な事情がある場合はご相談下さい。

## 9. 感染症について

当ルームでは、お子さんが感染症にかかった場合本人の健康回復と他のお子さんへの感染予防のため、登園を遠慮していただいています。乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の流行や集団感染を防ぐことはもちろん、子どもたち一人ひとりが快適に生活できるよう、医師の診察を受けただうえで、医師の意見書、または登園届の提出をお願いいたします。意見書・登園届は園に用意してあります。(当法人のホームページからダウンロードできます)意見書につきましては病院発行の書式でも構いません。(登園許可証等)

### 医師が記入した「意見書」が必要な感染症一覧

病名	登園のめやす ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
①麻疹(はしか)	解熱後3日を経過してから
②インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過してから
③新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること(無症状の感染者は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること)
④風しん	発疹が消失してから
⑤水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化してから
⑥流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となってから
⑦結核	医師により感染の恐れがないと認められてから
⑧咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過してから
⑨流行性角結膜炎	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
⑩百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了してから
⑪腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111など)	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
⑫急性出血性結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めてから
⑬髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認めてから

### 保護者が記入した「登園届」が必要な感染症一覧

病名	登園のめやす
⑭溶連菌感染症	適性な抗菌薬治療開始後、24時間が経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復していること。
⑮マイコプラズマ肺炎	解熱し、激しいが咳が治まり、全身状態が良いこと
⑯手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること。(解熱後1日以上経過していること)
⑰伝染性紅斑(りんご病)	全身状態の良いこと
⑱ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等感染性胃腸炎)	嘔吐、下痢症状が24時間無く、普段の食事が摂れること。
⑲ヘルパンギーナ	全身状態が良く普段の食事が摂れること。(解熱後1日以上経過していること)
⑳RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
㉑帯状疱疹	全ての発疹が痂皮化してから。
㉒突発性発疹	解熱後1日以上経過し、全身状態が良いこと
㉓伝染性膿痂疹(とびひ)	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること。
㉔伝染性軟属腫(水いぼ)	医師が登園しても差し支えないと判断した時
㉕アタマジラミ	駆除を開始していること

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より

## 10. 利用料金

### 保育料等

松戸市の定める保育料を法人に納入していただきます。  
(ゆうちょ銀行の口座から引き落としさせていただきます。)

### 保育の提供に要する利用者負担金

支払方法	項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
口座振替	紙おむつ	業者による紙おむつを使用。 出席日数分を月末締めで請求いたします。	1日160円
	清拭布代	おむつ交換時または排泄時に汚れた時使用。	1枚 20円
	カラー帽子	戸外遊びの時に使います。(卒園まで)	1,056円
	月刊絵本	福音館の月刊絵本 (4～9月、10～3月の半年分2回払い)	月刊460円 2,760円

### 延長保育利用料

★18:00を超えて延長保育を申請される場合は、下記のとおり延長保育料が必要となります。

○標準時間認定

18:01～19:00	1,500円	2人目は半額、3人目は無料
-------------	--------	---------------

○短時間認定

★契約されている時間を超えて延長保育を申請される場合は、下記のとおり延長保育料が必要となります。

1時間延長につき	1,500円	2人目は半額、3人目は無料
----------	--------	---------------

### 超過保育利用料

★契約時間(延長保育を含む)を超えた場合

○標準時間認定

1か月分を月末に集計して請求します。(1分につき20円)※18時～19時の場合
---

○短時間認定

1か月分を月末に集計して請求します。(1分につき20円)※19時までの場合
---------------------------------------

## 11. 緊急時における対応方法

### 緊急時における対応方法

- (1) 園児に事故や病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、提出していただいている緊急連絡票・児童健康調査票を確認し、速やかに嘱託医に相談し指示をあおぐ、又は救急搬送する等必要な措置を講じます。
- (2) 当ルームは、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- (3) 園児に対する賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

### 嘱託医

#### ○小児科

医師名	丸山 英和
-----	-------

#### ○歯科

医師名	峯岸 茂
-----	------

## 12. 要望・苦情等に関する相談窓口

### 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等にかかる窓口を以下のとおり設置しています。

苦情解決責任者	小久保 千尋	ルーム長
苦情受付担当者	堀本 真奈美	保育士
第三者委員	中川 裕一郎	047-711-5501
	東京中川法律事務所	弁護士
	影山 正伸	047-393-6220
	影山社会保険労務士事務所	社会保険労務士

ルームには、上記のほか園内にハートボックス(要望・苦情等にかかる投函箱)を設置しています。ご要望や苦情、ご感想や良かったことなどがございましたら、お気軽にご意見をお寄せ下さい。

### 13. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
避難場所	ゆうまつど・勤労会館・西口公園
	※緊急避難する場合は、避難場所を園玄関に貼り出します。

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	ほいくのほけん
保険契約会社	全国私立保育園連盟(東京海上日動)

### 14. 虐待の防止のための措置

#### 虐待防止のための措置

当ルームでは、利用児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者の措置その他必要な体制の整備を行なうとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

### 15. 写真やビデオの取り扱いについて

個人情報保護およびトラブルを防止するために、ルームで販売した写真や、運動会等の行事で保護者が撮影した写真やビデオについて、取扱いや管理には十分に注意し外部へ流出しないようにして下さい。

### 16. 退園について

下記のような要件に該当する場合は、**退園となる場合があります**ので、ご注意下さい。

また、下記(1)(2)の要件に該当する可能性が生じた場合は、事前にご相談下さい。

- (1) 正当な理由なく、保育料が2か月以上未納の場合
- (2) 正当な理由なく、1か月以上当ルームを休んだ場合
- (3) 保護者が登園の施設及び登園の近隣地域、教育・保育に従事する職員または他の利用者(児童及び保育者)に対して、重大な背信行為を行った場合
- (4) その他、当ルームと保護者の間で協議のうえ、当園の利用を継続することが児童の健全な成長を妨げると判断した場合

### 17. 転園・卒園について

転園や卒園の際は、必要に応じて園児の生活や学びの継続性に配慮し、円滑につなげていけるよう転園先の園への情報共有を行います。